曲屋の里の行政訴訟

インターゼミ調査地のもっとも北端は、秋田県の田沢湖町である。この町のシンボルである田沢湖は、すばらしく優美な姿なのだが、魚は住んでおらず、いわば死の湖となっている。そのわけは、上流の玉川温泉から玉川を経由してこの湖に注ぎ込まれている水が強酸性のため、毒水となっているからだそうだ。

またこの地方は、曲屋（まがりや）の里でもある。かつて小学校の「社会科」で、秋田地方の農家には曲屋というのがあると習ったことがある。家屋がカギ型に曲っているのである。馬産の盛んなこの地方では、馬が大切にされ、馬屋をもっとも陽当たりがよく管理の行き届く場所に配置したからである。私たちが訪れた郷土史家のお宅も、帰る際に何気なく眺めると、カギ型になっていた。

さて、私たちの課題は、明治四十年代のこの町を舞台とする行政裁判について、調べることであった。明治初年の官民有区分の折り、多くの森林原野が官有に没収された。当時の生保内（おぼない）村は国を相手取って、没収された森林の下げ戻しを請求する行政訴訟を提起した。裁判は六年間かかって、明治四十四（一九一一）年原告勝訴の判決が下りた。

行政裁判で住民側が国に勝つことは、駱駝（らくだ）が針の穴を通るより難しいと言われた当時である。何が勝訴を可能にしたのだろうか。それは一にかかって、「御札山図」など原告所有の有力な証拠を法廷に提出できたからであった。

当時三歳だったという方から、驚くべき話をうかがった。「よくそんな証拠資料がありましたね」「みんなこさえたのよ。そのままでは紙も墨も新しいから最近のものだと直ぐ分かる。それで陽に干したり、囲炉裏の煙でいぶして、古色蒼然たるものにしたのよ」というのである。もし捏造が発覚したら、これは一大事である。しかし、村民にとって林野は死活問題だったから、決死の覚悟で一致団結し秘密を守り通したとのことだった。

その後生保内村は合併され、田沢湖町の一部になった。争われた土地は、現在生保内財産区有地としてスキー場や国民宿舎等となり、住民の生活の糧となっている。